（一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）

第一条の五　令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一　保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）

二・三　（略）

（水銀処理物の埋立処分に係る判定基準）

第一条の七の五の二　令第三条第三号ヌ(2)の環境省令で定める基準は、水銀処理物に含まれる別表第二の二の各項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

2　前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（基準適合水銀処理物の埋立処分に関する所要の措置）

第一条の七の五の三　令第三条第三号ヌ(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　埋立処分は令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場（令第三条第三号ヌ(3)に規定する水銀処理物（以下「基準適合水銀処理物」という。）の埋立処分の用に供されるものに限る。）のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合水銀処理物が分散しないように行うこと。

二　埋め立てる基準適合水銀処理物がその他の廃棄物（第一条の九第三号に掲げる場合に該当するため同号に掲げる廃水銀と区分されていない廃水銀等を処分するために処理したものであつて第八条の六第四号に規定する基準適合廃水銀等処理物であるものを除く。以下この号において同じ。）と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。

三　埋め立てる基準適合水銀処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。

四　埋め立てる基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

（特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合）

第一条の九　令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五　法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	（略）
処分	（略）
備考　収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物に係るものを明らかにすること。	

2・3　（略）

（一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係る掲示板）

第一条の五　令第三条第一号リ(1)(ロ)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一　保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

二・三　（略）

（新設）

（新設）

（特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合）

第一条の九　令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五　法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	（略）
処分	（略）
備考　収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること。	

2・3　（略）